

## ものづくりトレーナー制度実施要領

平成31年4月12日制定

令和元年6月3日改正

令和3年4月23日改正

### (目的)

第1 本県ものづくり分野における優れた技術・技能と豊富な経験を有する人材を「ものづくりトレーナー」として登録し、県内企業や教育機関等へ講師として派遣することにより、県内ものづくり産業の生産性向上及び人材育成に資することを目的とする。

### (実施体制)

第2 一般社団法人青森県工業会事務局（以下「事務局」という。）が事業運営を行う。

### (登録要件)

第3 次のすべての要件を満たす者について、ものづくりトレーナーとして登録する。

- (1) ものづくり基盤技術または生産管理、品質管理、商品企画・開発、現場改善等のものづくり専門分野における20年以上の従事経験を有すること
  - (2) 若手や後進の指導育成能力と熱意を持ち、研修講師として活動可能であること
  - (3) 指導技法等を習得する「ものづくりトレーナー養成講座（以下「養成講座」という。）若しくはそれに準ずる講習等を受講していること
- 2 前項（3）に関して、十分な教育・指導経験を有する者については受講を免除することができる。
- 3 養成講座を未受講、かつ教育・指導経験を有しない者については、事務局が実施する養成講座を受講した後に登録する。

### (登録方法)

- 第4 ものづくりトレーナーの登録は、登録希望者からの「ものづくりトレーナー登録申込届（様式第1号）」（以下「申込届」という。）の事務局への提出をもって行う。
- 2 申込届の提出があったときは、事務局は申込届及び添付書類の内容をもとに登録基準に該当するかを確認のうえ、登録の適否を判断する。
- 3 登録したときは、事務局は登録希望者に対して「ものづくりトレーナー登録通知書（様式第2号）」を交付する。

### (登録内容の変更)

- 第5 ものづくりトレーナーは、登録内容に変更が生じた場合、「ものづくりトレーナー登録変更届（様式第1号）」を事務局に提出する。
- 2 軽微な変更については、事務局が変更手続きを代行することができる。

### (登録取消)

第6 事務局は、次の事項のいずれかに該当する場合は、登録を取消し通知する。

- (1) ものづくりトレーナー本人から「ものづくりトレーナー登録取消届（様式第1号）」により、登録

取消しの申し出があった場合

- (2) ものづくりトレーナーとして今後の活動が見込めない場合
- (3) 申込届に記載した内容に虚偽があったことが判明した場合

(公開)

第7 ものづくりトレーナーの情報提供として、次の事項のうち、登録時に同意を得た事項に限り、ホームページ上で公開する。

- (1) 氏名
- (2) 住所（市町村まで）
- (3) 勤務先または所属していた企業名及び所在地（市町村まで）
- (4) 保有する資格等
- (5) これまでの主な活動実績・内容
- (6) 指導可能なものづくり分野
- (7) 認定後の活動範囲

(派遣方法と活動報告)

第8 県内企業や教育機関から、事務局に対して講師派遣依頼があった場合、事務局は登録されたものづくりトレーナーの中から適当な人材を選定し、派遣する。

2 ものづくりトレーナーは、派遣終了後に、事務局に対し「ものづくりトレーナー活動報告書（様式第3号）」を提出し、謝金及び交通費の支払いを受ける。

3 派遣に伴う謝金及び交通費は次のとおりとする。

謝金：一日当たり20,000円

交通費：事務局の規程に沿って支給

(派遣申込方法)

第9 県内企業や教育機関からの講師の派遣依頼は、事務局に対して、「ものづくりトレーナー派遣申込届（様式第4号）」（以下「派遣申込届」という。）を提出することをもって行う。

2 事務局は、派遣申込届を受けたときは、当該申込者及びものづくりトレーナーと調整の上派遣を行うものとする。

(運用)

第10 この要領に定めるもののほか、制度の運用にあたって必要な事項は別に定める。

(登録者個人情報の取扱)

第11 事務局は、青森県個人情報保護条例に基づき、登録者の個人情報を適切に管理する。

附則

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

この要領は、令和元年6月3日から施行する。

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

【様式】

様式第1号 ものづくりトレーナー登録（申込・変更・取消）届（共通様式）

様式第2号 ものづくりトレーナー登録通知

様式第3号 ものづくりトレーナー活動報告書

様式第4号 ものづくりトレーナー派遣申込届